匠の家づくり支援事業【市内建築主（市内）型】 事業の流れ

事前確認申請
（木工事の着手後30日以内）
ただし、建築主の依頼を受けて、はじめて補助金の交付対象となる建築物を建築する事業者にあっては、木工事の着手前30日以内

【申請書類】
【添付資料】（基本的にA4サイズで作成して下さい）
- 建築基準法確認済証の写し。（該当地域以外は工事届の写し）
  確認済書及び工事届の提出が必要でない場合（防火地域、準防火地域以外における10㎡以下の増改築）は宣誓書（別記様式1号の2）
  国外の建築物については、その国の建築に関する法令に基づき建築されることを示す申請者の宣誓書（別記様式1号の3）
- 建設予定位置図及び平面図、立面図
- 木材使用量計算書並びに素材生産者又は原木市場から建築事業者に至るまでの各事業者が発行する岐阜県証明材推進制度による伝票の写し（現地確認がある場合は、現地確認時に提出）
- 内装材使用面積計算書（内装材を申請する場合のみ）
- 内装材の使用予定箇所を平面図・展開図等への色付け等により示し、面積計算根拠（寸法、計算式等）を記載 （内装材を申請する場合のみ）
- 工事施工者が市内に住所を有する証明書
  （法人・・法人登記書（写）、個人・・住民票（写））
- 木材使用計算書に記載されている補助対象となる構造用木材（各部材）の寸法、本数が確認できる写真（部材名や撮影日を黒板等で示してください。）

現地確認
（木工事着手の20日前までに打ち合わせにより決定）
市 → 建築主

確認通知
市 → 建築主

完成・入居後

補助金交付申請
建築主 → 市

【申請書類】
【添付書類】（基本的にA4サイズで作成して下さい）
- 第5条第1項第1号の対象住宅については、建築基準法第7条の検査済証の写し
- 不動産登記事項証明書(建物全部事項証明)の写し（増改築の場合で建物変更登記が必要ないものは不要）
- 市内に住所を有する証明書（法人の場合は法人登録の登記事項証明書、個人は住民票）の写し
- 完成写真(全景)写真2点(撮影方向の異なるもの)
- 内部写真 各階2点
- 内装材使用箇所の写真 （内装材を申請する場合のみ）
- 上棟写真（全景）2点（撮影方向の異なるもの）
  増改築の場合は構造材設置の状況 が分るもの
  （外回りをシート等で囲んである場合は、各階の内部写真が併せて必要となります。）
- 内装材使用面積計算書並びに素材生産者又は原木市場から建築事業者に至るまでの各事業者が発行する市産材及び県産材であることを証する岐阜県証明材推進制度による伝票の写し（内装材を申請する場合のみ）
- 内装材の使用箇所を平面図・展開図等への色付け等により示し、面積計算根拠（寸法、計算式等）を記載 （内装材を申請する場合のみ）

補助金交付決定通知
市 → 建築主

【補助金交付決定通知】
【補助指令書】

補助金交付請求
（交付決定後20日以内）
建築主 → 市

【補助金交付請求書】
（補助金額決定通知書の写し）
【補助金実績報告書】

補助金交付
（受理後2週間程度後）
市 → 建築主